

《研究ノート》

大学問題の法社会学的考察（1）

佐 伯 弘 治

はしがき

本稿は、私の大学論ノートである。

大学増設のさかんだった昭和40年、新設の流通経済大学に赴任した私は、真白な canvas に、はじめて絵筆を揮うような感懷で、心は勇躍していた。それまでいた大学の、肥満化して教育機能の麻痺した状態と大学特有の人間模様にあてられて、大学嫌悪症におかされていた私にとって、まだなんの色にもそまっていない大学は、あらたな制作意欲の対象だったのである。しかし、新しい大学もけっして paradise ではなかった。既存の大学に優るとも劣らない権威主義が、大学設置基準という conveyer にのって、ここにも送込まれていたのである。事大主義的な学術権威によって構成し、指導される、大学の機関は、伝統的大学制度をいかにして導入し、根づかせるかに腐心し、「A大学では、こうだ」「B大学では、こうだった」の方向で制度化をすすめたのであった。「いかにして、新しい大学像を確立するかが新設大学の課題である」との声もあったが、所詮、その場では、か細い、青い音色でしかなかった。そして、発足当時、比較的資金に恵まれていたせいもあって、経営上の掣肘もほとんどなく、伝統的大学觀にもとづく教授会自治は、ほぼ完成したのである。しかし、大学改革の嵐は、ここにも押寄せ、固まりかけたばかりの制度にも、やはりリメスを入れることが必要になってきた。そうなれば、歴史の浅いことが幸いして、着手も早く、回転も迅速であった。まず、通常の教授会は助手を含む全教員の加わることに拡大し、昭和43年には「特別企画委員会」が発足して、改革問題にとりくんだ。一方、それに先立って「学生委員会」は、大学経理の公開を提言して、大学がこれを実行に移した。学生と理事会、教授会の意思疎通をはかるために、全学協議会や全学シンポジウムと称する全学的集会が定期的にもたれ、カリキュラム編成その他に、学生の声を反映する途も開かれた。その間、学生食堂問題や前理事長にからむ不詳事など、学園紛争の導火線ともなりうるいくつかの事件が起こ

ったが、いずれも教職員と学生との話し合いを基調とした処理によって、建設的な方向に解決された。これは、わが教授陣が、さまざまな思想や主張をもちながらも、教育的責任という一点では、つねに全員が協調して、学生に誠意をもって接したことの成果であり、価値観の多元的な大学という世界では稀な出来事といってよいのではなかろうかと思う。昭和44年には前記の「特別企画委員会」を発展的に解消し、あらたに制度改革委員会が生まれ、目下、その作業が進行中である。ここでは学内の制度全般を洗いなおし、民主的に機能を高めることを目的に、かなり大胆な計画が検討されており、とくに、大学における学生の地位や権利の基本的検討や、それにもとづく学生参加の問題が日程にのせられている。また、学生の側も、これに対応して、独自な「制度改革委員会」を発足させている。特別企画委員会の委員の一員として討議に加わって以来、大学改革の問題と真面に対決せざるをえない破目に追込まれた私ではあったが、実は、それ以前から、大学制度の現状に強い不安をもち、この問題に深い关心を寄せていたのである。それは法社会学を専攻する立場から、大学制度、大学紛争、大学改革の問題が、現代社会の病巣として、当然、挑まねばならぬ社会問題の一つであると考えたからにはかならない。数年前から、大学問題に関する資料をあつめ、折にふれてメモしてきたことが、目下、制度改革委員の一人として、いささか役立っていると自負している。わが制度改革委員会は、浜田好通（経済学）、長島賢二（経営学）、渡辺博史（社会学）、佐藤三夫（哲学）、加古宜士（会計学）の諸氏、法律学の私との6名のメンバーであって、それぞれ異なる専攻分野の立場から、また、苦悩する現代の大学人としての共通の立場で、文字通り侃侃諤諤の論議に、すでに1年近い歳月を費している。遠出して数日の合宿討議を行なったことがあれば、大学の松林が墨色に閉ざされた深更の会議室で、時を忘れて議論した日も再三であった。しかし、作業の進捗は牛の歩みにもまして緩慢であり、いまさらながら新しい大学像の確立の困難を思知らされている。もっとも、こ

れは、拙速を避けるために、結論を急がず、迂遠なようでも基本的な討議に十分、時間を費やすことを方針としているからである。私自身、この委員会では、一流通経済大学の制度改革としてではなく、広く社会問題として、大学問題を捉えるのでなければ、十分に科学的とはいえないと主張してきた。したがって、はじめのころは、古代ギリシャの教育論や、中世ヨーロッパの大学起源論まで飛出したし、資本主義的な学術権威を大学の指導的地位から放逐して進められつつある、中国の教育革命といった最新の問題にもふれた。とりわけ、日本の大学制度については、われわれの、この新しい大学といえども、上述のように、けっして伝統的な大学制度に無縁でないところから、十分に現状認識に時間をかけ、つねに本質論をふまえた討議を心がけた。私も、伝統的大学制度の歴史的事実の認識をふまえて、その欠陥を指摘し、これに埋没してきた大学人の意識改革の必要性を強調した。そして、本稿は、その覚書控とでもいうべきものであって、まとまった論文として書上げたものでないだけに、内容の散漫は免れないのであるが、少しでも問題意識の昂揚に資することができればと思って、あえて公表したものである。このようにして書きためたものが、相当、膨大な量にのぼるので、分載することにし、次号以降に、学生参加や学生処分の問題を扱った「大学における学生の地位と権利」、私立大学の教員人事や組織、経営問題にふれる「私立学校法と私立大学」などを載せる予定である。思案のあげく、テーマを「大学問題の法社会学的考察」としたが、どこが法社会学的なのか、羊頭狗肉の感がしないでもない。事実の羅列とそれとともに私見をもって構成される、今回の掲載分については、とりわけその感が強いが、もともと法社会学が、現代社会の矛盾の解明を一つの重要な学問的課題としているものであることを思えば、社会問題としての大学問題を、大学内部の状況分析、とくに大学人の意識の客観的な解明に焦点をしぼって考えることにも、少ながらぬ意義が認められると思うのである。いずれにしても、大学改革はいまや緊急の国民的課題でありながらも、その途は遠く、険しく、たとえば、入試方法の改善すら思うにまかせない現状である。明治以来、1世紀に近い現行大学制度を時代に即したものに改めるためには、広く、国民、教育関係者、政党、政府の積極的な改革意欲が望まれる。そして、それは、大学問題、学生問題を法律問題として現行法の枠の中に閉じこめて考えることではなく、現代から未来にかけての、

社会と大学との関係を長期的、根本的な視点に立って考える政策判断の問題でなければならない。いま、それぞれの大学においても、るべき大学像が模索され、また中央教育審議会の大学改革構想、およびその線上に並ぶ筑波新大学・放送大学プラン、あるいは、泥縄式ではあったが、昨年、相ついで発表された各政党の大学改革案など、まさに多彩であり、おそらく1970年代は、さまざまな角度から、大学改革構想が打出され、具体的に争われることになるであろう。大学は社会の発展に即し、その変化に対応し、同時に社会変革の原動力たらねばならぬものなのである。改革が、一時的な国家の有用性や時の政治勢力、はたまた一産業界、一労働界のためのものであってはならない所以はここにあるのである。大学改革を政争の具にしてはならないし、階級の利害の原理で処すべきものでもない。テンポの早い現代ではあっても、人類の歴史の進展の基点たるべき大学では、やはり一定の恒常性が不可欠なのであり、このような意味での真の大学制度の確立には、厳しい討議の中から、共通の理解を導出していく以外に方法はない。相互の謙虚さと努力の望まれるところである。

大学改革の要諦は大学人の意識改革にある

昭和42年の後半、眠りからさめた休火山のように火をふきはじめた学生運動は、第1次羽田事件（昭和42年10月8日）を皮切りに、佐世保、成田、王子と実力闘争を展開し、70年の安保改定をめぐる闘争をめざしての新たな活動期を迎えたものといわれたが、じつは、このようなイデオロギー的闘争と並行して、もう一つの果敢な攻撃目標のあったことが、少なくとも当初においては、必ずしも十分に気づかれていたかった。それは、学生の大学教育そのものへの不満であり、大学教師に対する不信であった。そして、むしろこの方が多数の学生の共感をよび、これがイデオロギー闘争と重なりあって、大学をぬきさしならぬ紛争の場としてしまったのである。このような大学内部への攻撃の誘因は種々あげられる。戦後の教育改革と社会の変化に対応するには、あまりに貧困であった国の文教政策もその有力な一つであるが、なによりも大きな原因是、戦前からの伝統的な大学觀によりかかってきた大学人の意識にあったといわねばならない。戦後、わが国社会のあらゆる分野では、制度の民主化が行なわれ、それにともなう意識の変革を迫られたが、大学だけはひとりその壇外におかれた。たしかに、大学の場合も、

戦後、間もなく各大学に学園民主化闘争は起ったが、これらは、いずれも戦前、戦中に、その職を追われた教授たちの復職運動を含めた戦時体制の放逐であって、戦前に志向した大学自治をとりもどすのがおもな狙いであったために、明治以来の日本の歴史が、当然に体質化させずにおかなかつた、大学の権威主義は、むしろ、より大学的なものとして温存され、批判の外におかれてしまったのである。それに続く占領下の学生運動は、イールズ声明反対（昭和25年）、レッド・ページ反対（昭和25年）、破防法反対（昭和27年）といった一連の政治闘争がおもであつて、これから60年安保闘争（昭和35年）にいたるまでの、学生の反戦・反帝国主義運動のほとんどは、大学内の革新的教授勢力の同調と支持によってなされたものであった。したがつて、このころまでは、大学の制度や、教授会の姿勢に対する学生の組織的な批判はなく、教授たちは、学生といっしょに、あるいは、その背後にあって体制を非難し、攻撃していれば、「進歩的な」の名をほしいままにしていられたのであった。そしてこのころ、大学人の脳裏を占めたものは「未来に向かって、大学をいかにつくるかではなく、ふたたび、あの暗黒を繰返すな」であった。しかし、このとき、すでに大学のもつ体質的な矛盾は頂点に達し、これをつく嵐は、刻々と迫っていたのである。

昭和24年度から（一部は、昭和23年度から）、新制の大学が発足し、それまで（昭和22年）全国49校しかなかった大学が、昭和25年には201校に、昭和35年には245校にふくれ上がり、学生数は、22年の8万7,923人から、25年には22万4,923人となり、35年には62万6,421人と、驚異的な膨張ぶりを示すにいたつたのであった。もとより、大学と学生の量的な増加は、その社会的、経済的、あるいは文化的な要請にもとづくものでなければならない。新制大学の発足は、もっぱら占領政策¹⁾の命ずるところであったとはいえ、それはそれなりに国家的・社会的意味をもっていたわけであるから、新しく生まれた大学を価値づけるため、その後の制度的工夫がまたれたのであった。そして、その量的拡大の需要は、また同時に質的転換への要求でもあったが、すでに伝統的大学観の虜囚でしかなかつた大学人には、これに対応すべき策もなければ、意欲もなかつた。しかも、あらたに設けられた大学までが、独自の学風を確立する途を選ばず、既存の大学に並列

して、理念的に、形態的に、内容的に模倣することのみを質的充実と考える方向をとどり、教員の意識もまた、その域から出るものではなかつた（法制上の制約もあったが）。

このように既存の大学観を固定的にしながら、大学増設をはかれば、新設の大学はよほど好条件に恵まれない限り、形態、内容の見劣りは避けられない。この結果、大学間格差は、あたかも政府の大学施策における制度的差別に呼応するかのように、深さを増していくのである。東大を筆頭とする旧帝大中心の官学偏重は、社会的にも、教育的にも、多くの弊害をもたらしながら、ますます定着し、いわゆる有名校をめざす苛酷なまでに激しい入学競争は、人格形成期にある青少年を、入試技術と入試知識の習得のための機械的な反復練習に追いやり、人間性のゆがみをも生ぜしめるほどの危険をはらむまでにいたらしめたのである。このような現実に対し、過去20年余、大学人ははたしてなにをしたというのであろうか。戦後、歴代の東大総長（正しくは学長であるが、東大では好んでこれを用いている）は、例年の卒業式に、たとえば「肥った豚よりも、やせたソクラテス²⁾」的な、大向こうを十分に意識した告辞をもって、警世の実をあげたかのごとくに考えてきたようであるが、このような問題に対し、あるいは官僚主義的な弊風に対し、なんら効果的な手を打たず、むしろ学歴主義に支えられた国立大学筆頭のトップの座の威信に耽溺していたかの感さえうけるのである。いずれにしても、大学改革の緒が、ついに最終的に大学の意思を決定してきた教員の自覚からは生まれず、不合理を肌で感じとった学生たちの力の爆発を待つてしかなされえなかつたところに今日の大学問題の本質がある。昭和43年から44年、その頂点に達した大学紛争は、まさに起こるべくして起こつたとしかいいようがなく、それほどわが国の大学の状況は行きづまっていたのである。バリケードの外に押出され、罵罵、嘲笑されてから、はじめて改革の必要性に気づくようでは、もはや警世の句を吐く資格はないといわざるをえないが、じつは、それ以前に、大学人の自覚を促すに足るだけの動きが、再三あったわけである。60年安保以後のめぼしい大学紛争を拾つてみても、昭和36年6校、37年10校、38年9校、39年16校、40年以降は、毎年大小50校をこえ、43年には、日大、東大をはじめ100校を優にこえる大学が紛争の坩堝と化したのであった。そして40年ごろから、めだつて多くなつ

1) 昭和21年3月、米国教育使節団が来日して報告書を提出し、その線に沿つて教育改革が行なわれた。

2) 東京大学前学長、大河内一男氏の言葉。

たのは、私立大学の学費値上反対闘争であり、国・公立の学寮問題である。また、医科系のインターン制問題も焦点の一つになってきている。とくに私立大学の学費闘争は、マス・プロ教育解消の声をともない、いわゆる一般学生の参加率が高く、43年後の未曾有の大學生紛争の前兆を感じさせるに足るに十分な迫力をもっていたのであったが、ここでも大学側の判断に回転の悪さがめでっている。また、大学教員の中からも、問題を憂慮する発言がなかったわけではなく³⁾、ジャーナリズムも、しばしば大学問題をとりあげて警鐘を打ち鳴らしていたのであった。昭和41年7月に、『朝日ジャーナル』が、「大学革命への提言」の論文募集を行ない、その優秀作にあげられた「古い研究体制を打破せよ——現行制度の矛盾と問題点——」などには鋭い指摘があって、当時、東大理学部の助手であった論者が⁴⁾、大学の研究室の封建制を「大学では、全部がそうだとはいわないにしても、実績よりも学閥や閨閣、それに親分子分の関係の方がはるかにものをいうことがきわめて多い。大学ほど実績がものをいわない社会は、他に類例がないといってもさしつかえないのではないかと思う」「大学教職員人事につきものとされていた学歴万能主義や、学閥、閨閣、親分子分の関係、それについて、一部において露骨に出てきた政党闘争による情実人事」「親分子分の関係で無能なるがゆえに抜擢されたり、東大法学部のように、ほとんど大部分の教員を自校の出身者だけで固めて、東大万能主義や東大闘争を拡大再生産しているような状況」「いったん教授になれば、たとえどんなに無能でも、定年までは絶対に追放されることがない」と、峻烈に批判しているのである。しかし、おそらく当時の東京大学では、これを下積みの万年助手の諱言としかとらず、さして痛痒を覚えなかつたのであろう。要するに、明治以来、強く根ざした帝大的体質は、それほどまでに牢固なものになっており、結局、学生の直接行動以外に有効な改革手段はなかったのである。このような伝統的大学観の弊害が、国・公立大学のみならず、私立大学をまで

3) たとえば、前東京工業大学教授、永井道雄氏は「日本の大学で働くものの一人として、ここ数年間、私の頭を去らないのは、大学の現状はこれでよいのかということである。教育内容も充実していないし……人事の面での学閥主義、研究教育計画の不足など、眼につく欠点はあまりにも多い」とその著『日本の大学』(中公新書61、はしがき、昭和40年)で述べている。

4) 論者、生越忠氏は現在和光大学助教授、当時は東京大学理学部助手。この論文は、『朝日ジャーナル』、昭和40年7月10日号に掲載された。引用は、同誌の18-19頁。

触んでいたことも看過してはならない。歴史の古い有力な私学は、その伝統に埋没して、万事に学閥主義的な閉鎖方向⁵⁾をたどりつつ、小さく固定し、比較的力の弱いものは、強力な官学の殖民地と化して⁶⁾、自主性を失い、新設のものは、既存の大学に意気地なく追随して⁷⁾、東大を頂点とするピラミッド型大学社会の底辺を拡大する役割に甘んじたのであった。もっとも私立大学の場合は、その運営費用を国庫に依存する国立大学と異なり、大学政策不在の波を眞面にうけながら、一方では、その蔑視思想とうらはらに、政府の大学拡張政策のために存分に利用されてきたのであった。そして、その多くのものは経営主義的な方向に走って、すべての負担を学生に皺寄せせざるをえなかつたのである。すなわち、私立大学の学生は、国立大学に比べれば比較にならぬ高額の授業料を負担させられながら、これまた国立大学に比して、はるかに劣悪な設備での

5) 新堀通也『日本の大学教授市場』(東洋館出版社、昭和40年)によれば、大学の教授のポストを自校出身者で固める自給率の高いのは、東大95.3%、京大88.9%，早大83.2%，阪大82%，慈恵医大81.7%，慶大79.4%(以上、自給率の高い順位に6校あげた)となっており、早大、慶大などの有力私大も東大、京大に並んで高い。また、国立大学出身教授(総計24,478名)の大学市場全体における占拠率は76.7%であるが、これを国立大学教授市場(16,275名)のみに限るならば94.6% (15,390名)となり、国立大学は、ほとんど国立大学出身者のみにその市場を制限しているということになる。国立大学は、いわば国立大学闘を形成して、私大出身者に門を閉ざしているということである。したがって私大出身者にとっては、その母校が最大の市場であり、早大、慶大などの自給率の高いのは、いわば自衛的対抗手段として必然的な傾向であるともいえよう。これとは逆に、他大学出身者を教授に迎える輸入率があるが、新設大学は、まだ卒業生が、教員としての地位を得るだけの年齢に達していないなどの事情から、ここでは対象にならないとしても、歴史の古い私大の中に、自給率の低いもの、裏返せば輸入率の高いものが相当あって、いわゆる殖民地的状態におかれているものも少なくない。同書によれば、この観点から、東大の系列下にある大学は88校、京大では50校、九大14校、東北大10校、芸大10校といった殖民的現象がみられる。同書、61-78頁。

6) 『文芸春秋』、昭和34年2月号において、大宅壮一氏が「殖民地大学・法政と立教」と題して、法政大学が東京大学の殖民地的状態であることを指摘している。同書、192頁以下、歴史の古い大学の中で、他にも輸入率の高い、殖民地的なものが相当ある。

7) 大学設置基準(昭和31年10月22日、文部省令28号)の要求する教員資格からすれば、新設大学は全教員の半数以上を、同基準13条に規定する教授をもっててなければならないから、その需給をどうしても既設の大学の定年退職者に求めることになり、ともすると新しい皮袋に古い酒を入れる的な現象を呈し、一般的には、新設大学の質的充実にどの程度、この基準の人事規定が効果をもたらすのか、やや疑点がある。

マス・プロ教育を余儀なくされ、しかも、なお大学経営は赤字に悩んでいるのであり、この点、おおいに同情に値する。しかし、この同情をもって、私学経営者や教員の不作為の罪を免責するわけにはいかない。戦後、二十数年、教育の機会均等の精神にもとるこのような仕組みを開拓するために、私学経営者や教授会は、いったいどれほどの努力をしたというのであろうか、また、すでにかなりの私立大学には、相当以前から教職員の労働組合があるはずであるが、今日までの、その幾多の政治的・経済的闘争の中に、はたして学生の側の教学的利益と結びつくものがあったであろうか、あらためて疑惑をさしはさまずにはおれないである。昭和40年以降に計画された諸私立大学の授業料値上げも、学生側の強い抵抗がなければ、おそらく容易に実現したであろう。また、昨年の大学法（「大学運営臨時措置法」昭和44年8月7日、法70号）以後にしても、あれほど頑強に法の制定に反対し、警察力の動員を拒みつづけてきた各大学が、軒並みにその力を借りて紛争の火の手を消したのであって、まさに、大学法の前に雪崩をなして屈服した図であった。それは「悪法もまた法であり」大学を守るために「やむをえぬ」ものであったと説明されるが、あれほどまでに頑強で、自信に満ちた論理が、いかに閉校、廃校の切迫があったにしろ、それほど容易に曲げうるものであろうか。むしろ、はじめから自力で收拾する手段も見通しももたないにかかわらず、例によって、伝統的で観念的な大学自治論によりかかって「時間をかけて解決する」と叫び続けて内側に、権威に弱い官僚のような大学人のもう一つの顔、体質がかくされていたとしか思えず、精神の場たるべき大学に、もっとも望まれる、正しいと信ずる論理に殉せんとする気概の薄弱であったことを指摘せばにはおれないものがある。所詮、官僚的大学人の抵抗は、眞の抵抗に無縁な功利的なものでしかなく、大学問題の根深さは、大学人の、この高踏的な功利とでもいべき、ずる賢さに起因することを、あらためて痛感させられたのである。もとより法の強制と高踏を装った功利的な処理によって紛争が根本的に解決する道理はない。教授も学生とともに精神の荒廃にさいなまれているはずであり、このままでは両者間の不信は永久に解決されないのであろう。まさに傷あとは深いといわなければならない。また、学問の自由や大学のもつ批判中枢としての機能は、他のいかなる社会よりも、大学において積極的に認められるべきものではあるが、思想・言論の自由が市民的な権利として確保さ

れている今日、いぜんとしてこれを大学のみのもつ特権のごとく考えるがごとき思想的大主義も、おおいに戒められなければならない。いかなる意味においても、大学を特権の場と考えることは許されるべきではない。大学を社会から遊離させることになるからである。これらのことどもを考えあわせるとき、私は、いまこそすべての大学人が、みずからの使命を謙虚にかみしめて、真剣に大学改革にとりくむべきときであると思うのである。大学の改革は、制度改革への要求であることはいうまでもないが、その根本にあるべきものは大学人の意識の変革であり、大学の体質の改善である。制度をいかに改編しても、意識の変革がともなわない限り、たんなる画餅にすぎない。私は、日本の大学問題が、戦後の社会の急激な変化、とりわけ昭和30年以降の高度成長と技術革新にもとづく「大学の大衆化」に対応しきれなくなった戦前からの伝統的大学制度と、その社会との矛盾に起因するものであることを、十分承知しているし、大学問題が、一般にこの観点から論じられていることを是とするものもある。また、今日の大学改革の背景に、国家権力の大学支配の危険性が伏在することや、それが財界や中教審の改革提案の形をもってあらわされつつあること、さらにまた、大学をも含めた日本の社会が、ふたたび危機的な方向に転回する可能性をはらんでいることも熟知している。同時にまた、一方で、別の勢力が、大学を政党的に、政治的に支配し、利用しようとしている企図のあることにも危険を感じている。ともに大学の理念的な命脈を脅かすもので憂慮にたえない。以上のことどもをわきまえながら、大学問題の究極は、大学人の意識のうちにあると思うのである。そして、その意識変革のない限り若いエネルギーは、イデオロギー闘争を上回る爆発力を、大学の内部権力の形成者に向けることを怠らないであろう。大学改革の成否は、ひとえに大学人の意識の如何にかかっているということであり、堅かったり、狭かったりするのは、体制や制度ではなく、人間の考え方の方だというケインズの言葉をつくづく想起されるのである。

「伝統的大学觀」の形成と崩壊

1. わが国近代の大学制度は帝国大学令（明治19年3月1日、勅令3号）の発布によっていちおうの完成をみている。それ以前のいわゆる明治初期の高等教育は、近代国家建設に向かう当面の要求を満たすにとどまり、専門的、実用的な色彩が強かった。すなわち政

府は明治2年、東京に大学を設立し、これが大学本校（旧昌平坂学問所）、大学南校（旧開成所）、大学東校（旧西洋医学所）の3部に分かれ、本校では皇學および漢學、南校では洋學、主として語學を、東校は医学を学ばせた。明治4年には大学を廃して文部省を置き、翌明治5年「学制」を頒布してフランスの大学区制を採用し、全国を3大学区に分け、各区に大学を1ヶ所置くことを規定したのであったが、具体化したのは第一大学区第一番中学（南校）、第一大学区医学校（東校）だけで、これが明治6年旧にもどって前者は開成学校、ついで明治7年には東京開成学校、後者は東京医学校となり、明治10年、東京開成学校と東京医学校が合併して東京大学が構成されるにいたっている。「学制」では「大学ハ高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校」であるとし、その学科は理学、化学、法学、医学、数理学（のち、理学、文学、法学、医学と誤謬訂正）と自然科学系統に相当重点を置き、しかも研究面にはふれず、もっぱら教育の面だけがその性格として示されている。明治12年には「学制」が廃止されて「教育令」が制定されたが、これにも大学校は「法学、理学、医学、文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス」とあり、当時はまだ大学や学校一般の制度の方向は固まっておらず、先進諸国の制度の継受のために調査、研究が行なわれていた段階であったと思われる。そしてこのころは大学の制度や大学の自治をめぐる論議が福沢諭吉、小野梓、神田孝平、小幡篤次郎、西村茂樹らによってさかんに行なわれた時期でもあった⁸⁾。

8) 大久保利謙『日本の大学』、創元社、昭和18年、に明治初年の大学や大学自治の論議が詳しい。

当時、大学や学校一般の制度に関して、イギリス、オランダ、フランス、プロシアなどの諸国制度についての知識が、政府の調査や学者の手によって、さかんに紹介されていたものと察せられる。たとえば、加藤弘之は、ブルンチュリーの『国法汎論』を訳出した。その中には、大学の独立や制度に関する説明があって、帝国大学創設にあたっての基礎資料として役立てられたものと考えられる。そのほかにも、明治政府の法律顧問、ドイツ人口エスレルの意見などもとり入れられたと考えられよう。帝国大学令以後に江木千之の求めに応じて起草された「大学校ノ法律上ノ性質」というロエスレルの意見書には、大学が「公共营造物」すなわち「公共法人」であること、大学教育が官公立たる必要があること、もし私立とするときには、個人の競争にゆだねられ、政争の目的になる危険あり、または反国家主義、唯物主義をかもし、国民思想を動搖分裂せしめるおそれが多いこと、大学は総合制でなければならぬことなどを述べている。彼は統一的な教育制度を設立して、これを国家の統制下におくことを提案しているのである。田中耕太郎『教育基本法の理論』、有斐閣、昭和36年、758-60頁参照。

帝国大学令によれば、帝国大学の組織はだいたいその範をドイツの大学にとっている。既存の東京大学を母体として他的一部高等教育機関を吸収、合併してできあがった帝国大学（東京）は政府の天皇制絶対主義政権確立の意図にもとづき、国家社会に対する有用性を基調とし中央集権的学制の中枢として創設されたのである。したがってこの大学が、政治的には中央集権的近代国家の機能中枢である上級官吏の養成機関としての役割を担い、産業面では技術のエキスパートの幹部や巨大企業の管理者の養成機関としての役割を果たし、近代日本の形成に大きな影響をもつにいたったのは当然であった。帝国大学令第1条は「帝国大学ハ國家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」と規定し、教授以外に研究をも加てえいるので、さきの「学制」や「教育令」に比すればいちおうの進歩がうかがわれる。しかし「國家ノ須要ニ応スル」といった制限の枠の中での「蘊奥ノ攻究」であるから、あくまでも大学は国家の手段であり、自己目的たる真理の研究はいわば形式的に容認されたものにすぎず、大学の主要目的はいぜん教育におかれたのであった。帝国大学の創設は伊藤内閣の文部大臣森有礼の手になり、それはベルリン大学のあり方に負うところが多いとされる。しかしそのことは必ずしもただちにその創設の中心人物、ヴィルヘルム・フォン・フンボルト（Karl Wilhelm von Humboldt 1767～1835）の大学論の理解であったことを意味しない。フンボルトによれば大学の概念は⁹⁾「学問の蘊奥を極め、意図的ではないが、おのずから合目的的に準備された精神的および倫理的育成の材料を利用せしむるという学府の使命にその根底を有するのである」とされ、その本質は「内面的には客観的学問と主観的教養とを連続し、外面的には完成した学校教育と自己の指導の下に始められた研究とを結びつけ、あるいはむしろ一方から他方への転移を実現するにある。しかしながら、重点はあくまでも学問にある」といい、大学はつねに学問研究に重点を置くべきものであることを強調している。そしてそれは「学問が純粹に存在する限り、たとい局部的な逸脱は起こるにしても、学問はおのずからそして全体として正しく嘗まれるから」だというのである。さらに「これらの学問的設備はできるだけ学

9) 天野貞祐『教育論』、培文館、昭和35年、65頁。『フンボルトの大学論』より、フンボルトの論文 “Über die innere und äussere Organisation der höheren wissenschaftlichen Anstalten in Berlin” の翻訳。

間の純粹理念をめざす場合にのみその目的を達成しうるわけであるから、孤独と自由とがその関係者たちを支配する原理である。けれどもまた、人類における精神的活動は共同作用によってのみ成長する。しかもそれは一方のものが他方のものの欠を補うというにとどまらず、一方の成果をあげる活動が他方のものを激励し、一般的根源的な力がすべての人認められてくるのである。それゆえにかかる設備の内部はたえず繰返して激励し合うような、しかし無理がなくわざとでない交互作用が起こされ、維持されるような組織になっていなければならぬ」と述べ、ついで大学以下の学校は解決し決着した知識のみを取扱い、大学は学問をつねに解決されてしまわぬ課題として取扱い「どこまでも研究中であることが最高学府の性質である」というのである。したがって彼によれば、教師は学生のためにあるのではなく、教師も学生もともに真理の探求のために大学に集まるのだということになるのである。さらに彼は国家の文化的機能を認めず、大学に対する権力的干渉を否定し、その役割は学問完成に対する妨害を大学の主体的な選択にそって排除するにとどまるべきものとしている。このようなファンボルトの大学論は、一言でいえば「象牙の塔」であり、真理の探求のために集まった選び抜かれた教師と学生が精神の孤高を保ち、世俗的な権威や権力を超克して学問の純粹理念に仕え、創造し、その立場を貫くといったもので、いわゆる学問の自由と大学の自治とが理論づけられているのである。帝国大学がベルリン大学をその範としたことは事実に相違ないが、その理念はファンボルトの理念とまったくかけはなれたもので（もっともドイツにおいても、ファンボルトの理念が純粹に実ったわけではなく、むしろ時代はその意思に反して教育制度の国家化をすすめさせた），その体質は国家主義的で政府に直属し、文部大臣の監督権も強く、学問の独立性の没却されたものであった。その意味ではまさに明治日本の社会的、思想的風土の産出物といえよう。もとより大学がこのような官吏養成機関としてしか成立しえなかっことに対しては福沢諭吉をはじめとする識者間に大きな批判があった。森有礼の没した後、まもなく大学独立論が起り明治22年5月、初代の帝国大学総長渡辺洪基のもとで穂積八束、小金井良精、藤沢利喜太郎らの諸教授27名が連署して、帝国大学を政府部門から分離独立させ、法律上一個人の資格を有する自治体とする建議がなされ、これに付して「帝国大学組織案」なるものが、時の文部大臣榎本武揚に提出されている。この

組織案には、総長は全教授の選挙とし、評議会は教授等互選の議員で構成するものとし、総裁には皇族を戴き、大学を皇室の直属として独立させようとする自治の構想がもらっていた。大学内部からのこのような動きはその後も、大学の人事行政に関する権限の主張などを通じて行なわれ¹⁰⁾、帝国大学もしだいに自治と学問の独立性を高めていくのである。これら大学側の示した抵抗の論理こそ、まさしくファンボルト的なものへの接近にほかならない。もっとも帝国大学が、このように大学自治と学問の自由を志向しながらも、明治期においては所詮、官僚主義的な領域を出ることができなかったばかりか、この生成期の官僚主義的体質は明治末葉から大正時代にかけての大学の自治と学問の自由を確立擁護せんとする風潮の中でもけっして溶解することなく、ファンボルト的なものと巧みに融合して権威主義的な大学をつくりあげたのである。このような創設時の経緯とそれから生ずる体質およびその後の自治要求の理念、さらにわが国独自な歴史的諸要因が相乗作用をなして最初の大学、帝国大学（東京）が形成

10) 対露強硬外交の主張をした「7博士」の筆頭、東大教授、戸水寛人に対し、桂内閣の文部大臣久保田謙が、教授会の意向を無視して、文官分限令第11条第4号「官庁ノ事務ノ都合」で休職処分を断行した（明治38年8月25日）。これに対し東大法科大学の教授たちが立上がって抗議した事件。この事件は、京都法科大学にまで飛火し、京大教授たちの辞表提出にまで発展した。いわゆる戸水事件である。

明治40年10月、前文部総務長官、岡田良平が天降り的に京大総長に任せられ、彼の官僚的態度が反感をよんで、法科教授と衝突し、岡田は在任10ヵ月余で、余儀なく退任した。いわゆる岡田事件である。

大正2年5月、文部大臣、奥田義人は、東北大総長であった沢柳政太郎を京大総長に任命し、沢柳は無能教授の淘汰によって、大学改革を試み、理工科、医科、文科の7教授を退職させ、法科にもこれを及ぼそうとしたが、法科大学では、教授の人事は、従来、教授会にはかっていたことを主張して、抗議した。東大法科大学の教授たちもこれを支援し、沢柳は在任1年に満たないで退職した。これが沢柳事件である。これを機に京大では総長選挙が行なわれており、わが国、初の総長選挙であった。なお、沢柳事件に関連して、奥田文相は、大正3年1月24日、大臣官邸において京大諸教授に対し「教授の任免については、総長が職権の運用上、教授会と協定することは差支なくかつ妥当なり」という意見を表明し、教授会の人事に関する権限を承認した。のち、大正7年には東大でも、総長選挙が行なわれ、わが国の大学の人事に関する自治の慣行は、このとき以来のものである。

以上の諸事件に関しては、主として、田中耕太郎『教育基本法の理論』、有斐閣、昭和36年、762頁以下参照。なお、日本法社会学会編『法思想の法社会学的研究』、有斐閣、昭和41年所収の山崎真秀「大学の自治の思想と慣行」（56-70頁）は、初期帝国大学の自治慣行の形成について詳しい。

され、これが日本の大学のパターンとして、その後にできた他の帝国大学はもとより、のちには私立大学にまで大きな影響を与える（法制の一元化も手伝って）、とくに第2次大戦後にできた新制の国立大学にいたっては、これに倣うというよりも、むしろあやかるとでもいうべき状態を現出したのである。昨今の大学改革の要求の大きな要因の一つを遠くここに見出すことができるるのである。明治30年に創設された京都帝国大学には少なくとも東京帝国大学の権力主義に対抗する稜々たる学風があったといわれ¹¹⁾、故なしとはしないが、所詮は創設時期20年の隔たりからくる差異にすぎず¹²⁾、両帝大の本質的差異は認めがたい。むしろ大学の自治と学問の独立という視点に立てば、「学問と政治が密着すれば、政治の針路の変化するに従って、学校の気風精神もまた変化せざるをえず、学問の本色に背く」として学問と政治との分離を説いた（「学問之独立」）福沢諭吉の慶應義塾、「凡そ国民をして自治独立の精神を持せしめんと欲せば、須らく先づ学問の独立を圖らざるべからず。而して学問の独立¹³⁾を完了するの道は、権勢情実の羈絆を脱したる一大私立学校を起し学に志す徒をして自由に須要の諸学科を修めしむるにあり」との趣旨によって、大隈重信、小野梓が設立した東京専門学校、「大学は学問の仕上げ場なり……人民の手に拠って設立する大学の、寛に大なる感化を国民に及ぼすことを信ず、素より資金の高よりいい、制度の完備したる所より言えば、私立は官立に比較し得可き者に非ざる可し、然れども生徒の独自一己の気象を發揮し、自治自立の人民を養成するに至っては、是れ私立大学特性の長所たるを信ぜんば非ず」（「同志社大学設立の旨意」明治22年）と説いて設立された新島襄の同志社などの方が、実学主義的な側面も強かったが、はるかに学の独立の気概に富んでおり、とくにはじめのころは政府に対して毅然たる立場を持し、大学

11) 田畠忍『現代大学論』、平和書房、昭和45年、31頁には、京都大学には、官僚主義と権力主義に対抗する学風があった、とある。

12) 日本法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』、有斐閣、昭和45年所収の前田達男「日本資本主義と大学・法学部」、(97頁)には、(東京) 帝国大学と比較してみると、時代の差異は明らかであり、東京帝大が天皇制官僚機構と結びついていたのに対し、京都帝大は、海外侵略と内国工芸百般の事業と結びついている。ここに両大学は時代を反映しつつ一定の分業体制において日本帝国の指導者養成機構を完成したものといえよう、とある。

13) 小野梓による「学問の独立」は、それが一国独立の基礎であることの認識から出発し、その一国の独立は民族主義的傾向をもち、学問の独立は洋学や外国语からの独立であるというものであった。

が果たすべき批判中枢としての存在感もあった。しかしこれらの私立学校は、もとよりその規模も小さく、慶應義塾は明治27年に大学を新設し、文学、理財、法律の3学部を置き、東京専門学校は、明治35年早稻田大学と改称して、ともに大学と称するにいたったが、法制上は専門学校令（明治36年公布）による専門学校でしかなかった。また、明治前期には多くの私立法律学校が輩出したが、これらのうち、東京府下にあった専修学校、明治法律学校、東京専門学校、東京法学校、英吉利法律学校の5校は明治19年9月に施行された「私立法律学校特別監督規則」によって帝国大学総長の監督下におかれ、「国家ノ須要ニ応ズル学術技芸ヲ教授」するものとされた。そして翌20年7月の「文官試験補見習規則」によって、帝国大学特別監督下の私立法律学校卒業生に「普通試験ヲ要セズ判任官見習ヲ命ズルコトヲ得」（第4条）という特典を与えていた。このことにこれら私立法律学校の当時の位置づけがよくあらわれており¹⁴⁾、学問の自由といった高邁な理想はみられず、もっぱら法律技術者の養成に終始し、帝大総長の監督に服し、政府に従属的であったこととひきかえに、卒業生の中堅官吏への途を開くことを得たのであった。翌21年5月には「文官試験試補及見習規則」が出て帝大法科、文科卒業生には高等文官試験免除の特權を与え¹⁵⁾、私立学校卒業生に高等官試験受験資格を与えるために「特別認可学校規則¹⁶⁾」が公布さ

14) 明治の初期、これら私立学校間に一種の連帯感があつたようである。たとえば、民法典論争においては、和仏律学校と明治法律学校の関係者たちが、思想上、政治上の共同戦線に近いものをつくって、民法典実施延期派（保守派）とたたかっている。また、下野した大隈重信に対する政府の圧迫は、さまざまに東京専門学校に及び、たとえば、東大教授や現職の判検事が、その講師になることを禁じたので、同校の法律科は閉鎖を余儀なくされるにいたった。これに対して、東京法学校（和仏法律学校の前身）などが先頭に立ってこれに抗争しており、薩埵正邦（東京法学校の主幹）などがすすんで東京専門学校に出講し、協力している。『法政大学80年史』、昭和36年、31頁、358頁。

15) 当時の高級官僚は原則として法学博士、文学博士、あるいは帝国大学法科大学、文科大学の卒業生に限られていた。利谷信義「日本資本主義と法学エリート」『思想』、昭和40年、7月号、10月号に詳しい。

16) 「特別認可規則」にも、「文部大臣ハ特別認可学校ノ管理及ビ授業上改良ヲ要スル者アリト思慮スルトキハ該学校ニ對シテ其改正ヲ命ズ」（第10条）とか「特別認可学校長ハ毎学年ノ初3箇月以上ニ前学年間該学校諸般ノ状況ヲ文部省ニ申報スベシ」（第11条）という規定が加えられていた。特別認可学校の制度は明治26年10月、「文官試験及見習規則」が「文官任用例」文官試験規則として改正され、同年11月廃止された。以後は司法省指定学校となってその特典をうけている。『法政大学80年史』、359頁。

れ、「特別監督条規」は廃止されている。しかし、私立法律学校初期の卒業生の中には自由民権運動に参加したものや在野法曹として活躍したものも多く、実学主義の教育をうけながらも、学問を通じて批判的な在野精神¹⁷⁾が培われていたことは見逃せない。これら私立法律学校も明治36年に和仏法律学校が法政大学に、明治法律学校が明治大学に、それぞれ改称し、その後、中央大学、専修大学などが、明治45年には同志社も大学と称している。しかし、これらはいずれもさきに述べたものと同様、専門学校令によるもので、法制上の大学ではなかった。すなわち、明治の末のわが国の高等教育機関は、東北帝大（明治40年）、九州帝大（明治43年）を加えての四つの帝国大学と、大学と称する私立の専門学校と、他の官公私立の専門学校が存在したにすぎない。しかし、さきにも述べたように、明治末葉から大正の初め、帝国大学においては、主として人事行政面における大学の自治の主張が強く、一方、私学側の官私立大学の制度的差別の撤廃要求も高まった¹⁸⁾。しかも日露戦争を転機とする日本資本主義の発展は、いわゆる帝国主義段階に入り、重工業が発達し、海外市場も拡大され、政府も商工立国策をとって、従来の重農主義から工業主義への転換が開始された。さらにこれにひきつづいて第1次世界大戦は、わが国の産業をいっそう飛躍させ、金融資本も本格的な確立をみせて産業構造に大きな変化をもたらし、同時にまた大戦の終結とロシアにおける共産革命の成功は、内外の政治経済への影響が大きく、世界資本主義に全般的な危機がおとずれ、ようやく発展の途についた日本の資本主義も社会問題や労働問題、思想の対立抗争など、深刻な問題に逢着せざるをえなかつた。大学もまたこの影響を免れうるものではなく¹⁹⁾、国内に澎湃として起こった平和主義、民主主義、社会主義、無政府主義、マルクス主義などの諸思潮は、当然、大学を一つの論争拠点とせずにはおかなかつた。このことは大学の自治の要求を、それまでの人事行政面などの制度的な論

17) 明治34年、刑法改正反対運動に、帝国大学、司法省法律学校、東京法学院、明治専門学校、日本法律学校、専修学校、和仏法律学校の8大法律学校出身の有志が、非刑法改正案同盟をつくって立上っていることなども、そのあらわれの一つといえよう。『法政大学80年史』、44頁。

18) 私学出身者、ことに早稲田出身者の政治、新聞雑誌界への進出、慶應出身者の財界、各法律学校出身者の法曹界での活躍が、この運動の推進力となつた。田畑、前掲書、33頁。

19) 法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』、前掲、前田論文、101頁以降に、大学令の社会的背景や大学拡張計画と大学令の関係について詳しい。

議から、教授の思想、良心、学問の自由の問題へと発展させ、教授の身分の保障をこれにともなう副次的なものに置きかえていったのである。米騒動で倒れた寺内内閣の後を襲った原敬内閣は近代日本の最初の政党内閣として民衆の期待を集め、このような社会・経済的背景のもとに四大政綱の一つとして教育振興を掲げた。大正6年9月に設置された臨時教育会議は総理大臣の諮問に応えて、第1次世界大戦以来の諸情勢に教育をそわせようと、帝国大学の拡張（新学部の分離または増設と入学定員の増加）、旧制高校の増設、旧高専中の有力なもの大学昇格（高等教育機関拡張6カ年計画）、ならびに新たに公私立大学、単科大学の設立を認め、また、従来の分科大学制を廃止して学部制にするなどの計画を答申した。これが入れられて、大正7年12月6日、大学令（勅令388号）が公布され、翌8年4月1日から施行されている。また、帝国大学令もこの大学令にもとづいて同年改正された。大学令施行の翌9年4月には、官立の東京商科大学、私立では、慶應（文、經、法、医）、早稲田（法、文、商、政經、理工）、明治（法、商、政經）、法政（法文、經）、中央（法、商、經）、日本（法文、商經、工）、国学院（文）、同志社（法、文）の8大学、翌10年東京慈恵会医科大学²⁰⁾が認可され、大正11年以後は、私立の有力な専門学校が相ついで大学に昇格し、公立でも愛知県立医大（大正9年）、京都府立医大（大正10年）などが認可されている。昭和に入ってからも大学増設の傾向は続き、第2次大戦敗戦前のわが国には、帝国大学9校、官立単科大学14校、公立単科大学2校、私立大学27校（うち16校は単科大学）、併せて52校の大学を数えるにいたっている。明治30年、わが国2番目の大学として京都帝大が出現して以来、わずか半世紀足らずの間に50校にあまる大学が生まれたわけであり、大正9年の大学令こそ今日の大学大衆化の第一歩といえよう。大学令による大正期のこのような大学の量的躍進は、さきに述べたごとき社会・経済的な諸情勢の要請にもとづくもので、いわゆる日本資本主義の新たな展開に呼応して、経営事務者、技術者、法運営者、文化教育関係者の供給源の拡大をはかったものである。時あたかも大正デモクラシーの高潮期であり、政府の手厚い育成保護によって充実した帝国大学は、ようやく近代的大学の域に達し、たんなる人事行政に関する自主性の要求にとどまらず、大学としての創造的・批判的役割を顕著にし始めた。これにひきかえ私学の方は、

20) 文部省編『学生80年史』、昭和29年。

このころすでに創立期にみられた独立不羈の特色が相当うすらいでいたのであるが²¹⁾、大学への昇格によって直接、国の統制下に組入れられ、この傾向にいっそう拍車をかけることになった。もっとも大学自体は、いわゆる「二次的な亜帝大²²⁾」に性格をかえていったが、学生の中からは、かえってこの新大学令が一つの転機になって、体制批判の組織的な運動が起こってきたのであった。たとえば、早稲田大学においては「この事件²³⁾を境にして、早稲田大学の性格は一変し、以前の個性的な在野的な気風は、翌1918年の新大学令による整備の影響もあって、目立って衰退してしまったようである。そして学生の側はさらに、左へ左へと動き始めるのである」といわれるごとく、大学そのものの性格の変化をよそに、デモクラシーとマルキシズムは学生の心に滔々と流込み、学生の社会主義団体である民人同盟（のち建設者同盟）が組織され、これがやがて普通選挙運動や早大軍事研究団反対運動などの中核をなすのである。また、『法政大学80年史』によれば、「新大学令による転換が行なわれるまでの大正初、中期の法政は、国家試験にパスすることを目的に苦学力行するというタイプの学生がなお大部分で、そういうひとつとのための水準高い学校として役割をはたしてきましたが、同時に、教師のスタッフのなかにはボアソナードや梅の学問的、精神的影響を伝える者が多く、また……当時の新進、中堅の学者が講師として迎えられて学界の新風を伝えていたということがあり、学生の間にも、一方で扶信会（大正8年）を中心に文化運動や社会主義的傾向の学生運動がはじまる……はじめは北沢新次郎や吉野作造を研究会の講師として迎えていたが、やがて大杉栄、堺利彦らと接触を生じ、大正9年の日本最初のメーデーおよび同年結成の日本社会主義同盟の運動にも参加した。法政大学の学生運動はこの時からはじまり……²⁴⁾」とあって、創立以来、法律技術者養成の実学教育に終始し、しかも教師の大半が現職の大審院判事や検事で占められるといった典型的な私立法律学校であったこの大学に、体制批判的な学生運動がめばえたのも、やはりこの時期であり、東大の新人会（大正7年）や京大の労学会（大正7年）あるいは明大の七日会などとともに大学令公布前後の

21) 玉城素『日本学生史』、三一書房、昭和36年、49頁、創立時の私学の意気について詳しい。

22) 田畑、前掲書、42頁。『戸坂潤全集』第4巻、385頁。

23) 玉城、前掲書、177頁。

24) 『法政大学80年史』、63頁。

学生の社会に対する積極的な姿勢をうかがい知ることができる。そしてこれらの学生に思想的影響を与えたのは『中央公論』誌上において民本主義を喧伝した（大正5年）吉野作造であり、『貧乏物語』（大正6年）の河上肇であって、天皇制絶対主義政権の次代の担い手の育成を第1の目的としてつくられた帝国大学の法学部、経済学部²⁵⁾のスタッフの中からかかる革新的な立場に立つ人々が相ついであらわれたことに、大正から昭和初期にかけての大学と学問の位置と方向がうかがわれるのである。他方、大正6年の臨時教育会議は「兵武教練振作ニ関スル建議」とその中に民法改正の要望を含む「教育ノ効果ヲ完カラシムベキ一般施設ニ関スル建議」との二つの建議をなし、「新しい政治、経済、社会情勢に直面して、自分の支配機構の弱体化を痛感していた支配者たちは、他からの制約をうけることがきわめて少ない教育の『聖域』の利用だけでは権力保持に不十分なことを知り、さらに積極的な補強工作を進めたといえよう²⁶⁾」といわれるごとく、内に労働争議や小作争議が頻発し、国外では辛亥革命の後、11月革命、ドイツ革命の直前という時期にあつたため、激しい危機意識にとらわれた支配階級は、その支配機構の維持強化に役立つものを強権をもって育て、障害となるものを排除するのに懸命な時代でもあった。したがって、大学および大学人のかかる動向に對してはきわめて敏感な反応を示し、大正9年の森戸事件²⁷⁾、昭和3年の河上肇教授罷免事件²⁸⁾、さらに満州事変勃発以降は軍部の政治介入が露骨化して、これと結ぶ国粹主義陣営からの大学に対する攻撃は熾烈を極めた。昭和8年の滝川事件²⁹⁾や美濃部達吉の「天皇機

25) 学生の左傾化をもたらした契機は、当時の社会問題の深刻化、労働運動の昂揚、とりわけロシア革命の影響、科学としてのマルクス主義の紹介であり、その中心は帝大の法学部や経済学部であった。法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』、前掲、前田論文、120頁。

26) 『法と社会』、法学志林50巻記念論集、昭和28年所収、磯野誠一「民法改正と臨時教育会議」、148-49頁。

27) 東大の森戸辰男助教授の公表した、クロポトキンに関する論文が当局の忌憚にふれた事件。

28) 河上肇の思想や行動の学生への影響をおそれた文部省が、当時の京大総長に対して罷免を懲瀆し、結局、河上が辞職を余儀なくされた事件。

29) 昭和7年、京大教授の滝川幸辰が中央大学で行なった講演「トルストイの『復活』に現われた刑罰思想」が文部省によって問題とされ、翌年の第64回帝国議会を契機に、滝川の思想、学説が国体否認に連なるおそれありとして、その著書が発禁処分となり、さらに滝川の罷免を要求してきたので、これをめぐるたたかいが起り、滝川を含み、佐々木惣一、末川博、恒藤恭ら多くの教員が京大を去った事件。

関説」に対する迫害(昭和10年)³⁰⁾、昭和13年のいわゆる教授グループ事件³¹⁾、あるいは東大の配属将校事件³²⁾、矢内原忠雄教授³³⁾や河合栄治郎教授の³⁴⁾追放事件、津田左右吉の不敬事件³⁵⁾など、諸大学に、かかる事件が相ついで起こった。これらの事件はいうまでもなく、明治以来、徐々に培われてきた大学の自治と学問研究の自由に対する政府や軍部の統制や圧迫に起因するのであるが、これに加えていっそう問題を紛糾させた原因の一つに、大学自体における思想的対立や派閥抗争といった内紛があったことも見逃せない事実であり³⁶⁾、これが大学の転落に拍車をかけ、結局は抵抗もはかなく、やがて強力な思想統制³⁷⁾に服さざるをえなくなつたのであった。そして昭和16年12月、太平洋戦争に突入するころには、すべての大学が戦時体制一色にぬりつぶされてしまったのである。

2. 明治初期から第2次大戦の敗戦にいたるまでの大学の歩みを通観してみると、そこにいくつかの曲折のあったことが知られる。第1は、帝国大学創設前のいわゆる揺籃期であり、教育制度に限らず、政治、法制、産業のすべてが激しく近代化の方向を模索した時代であった。第2は、帝国大学創設にみられる近代大学制度確立の時期である。日本国家としても、ようやくその方向性が定まり、国内体制も固まって、藩閥政権も安定をみせ、その志向する権力機構の中心的な担い手を養うことが大学の急務と考えられ、帝国大学は文字通りエリートの養成機関としてのみ存在し、いわゆる「学士様なら」といわれた時代である。そしてこのころ輩出した私立学校の任務はもっぱらその予備軍か、もしくはそれを支える中間管理者の育成におかれたの

であった。また国家と大学の関係、学問研究の占める位置をめぐって、大学内部に主体性確立の意識がめばえたのも、この時期であって、人事行政に関する権限の主張から始まり、自治の確立が、研究の自由と教授の地位の保障にあることが大学一般の世論にまで高まつたのは、もう明治も終わりに近いころであった。大学と国家の関係については、さきに述べた明治22年5月の穂積八束らの「帝国大学組織案」にみられるごとく、政府の大学に対する行政的支配からの離脱をねらっているだけで、勅撰によって皇族を総裁に推戴しようとしたほどであるから、天皇制絶対主義政権確立をめざす国家体制そのものを肯定し、これを固定的に考えているところにこの時期の大学人の国家観がうかがわれる。また福沢諭吉、小野梓、神田孝平³⁸⁾らの学問や大学の独立論も、けっして国家を超越する思想に由来するものではなく、学問の独立は国家独立の基礎であるとの認識から出発し、福沢にいたっては政府から分離独立した学問=大学は、これを帝室所有とし、さらにこれを民間の有識者によって共同所有の形で経営させ、帝室から一時巨額の維持金の下付を得てまかなくことを主張している。いずれにしても、これらの学問=大学の独立論は、国家と学問とを対立的に考えていたものではなく、時の政治勢力の現実的な支配の影響を避けようとしたものにすぎなかった。とりわけ帝国大学内部からのものは、大学内的人事そのものへの関心がおもであって、大学人の地位の浮上と権益擁護の色彩が強いことに特色がある。したがって、帝国大学令第1条の「國家ノ須要ニ応ズル」ことは、現実政治が大学人事に対する力の干渉をともなわない限り、容易に肯定されたのであった。そのことは、これら帝国大学教授陣が、大学が立憲政治体制に対抗する官僚陣営の強化に資せられる人材の養成機関として性格づけられていくことに、さしたる抵抗を示していないことによくあらわれており、この傾向が帝国大学の伝統的な体質となって今にいたるも払拭されていない。近時の大学紛争で打碎かれるべき帝大的体質として攻撃をうけたのは、権益擁護と地位の安穩即大学自治と考えてきた、このとき以来の利己的な教授会の姿勢である。第3は、大学令の公布によって、大学が増設されてから日華事変の起こるころまでと考えてみたい。明治後期の特色の一つに専門教育の発達があり、明治30年代の半ばには、官、私の専門学校が相ついで生まれ

30) 美濃部達吉の憲法論「天皇機関説」に対しての右翼陣営の攻撃があり、そこに起こった事件であるが、美濃部は当時、すでに定年で東大を去っていた。

31) 大内兵衛、有沢広巳、脇村義太郎（当時、東大）、阿部勇、美濃部亮吉、南謹二（当時、法大）、向坂逸郎（当時、九大）らをはじめとする10数名の学者が、いわゆる労農派教授グループとして、人民戦線に連座した事件。

32) 昭和8年の夏、陸軍が、東大との申合せを無視して、大学総長の承認を得ないで配属将校1名の増員決定をしたために大学側の抗議をまねいた事件。

33) 反戦論者であった矢内原忠雄の追放。

34) 自由主義者河合栄治郎が筆禍事件によって追放された。昭和15年。

35) 早大の津田左右吉が、不敬の著述をしたという理由で、大学を追われ、不敬罪で起訴された。昭和15年。

36) 田中、前掲書、767頁。

37) 日本法社会学会編『法思想の法社会学的研究』、前掲、山崎論文の70頁以降は、これらの事件について詳しい。

38) 洋学出身の神田孝平も、小野梓同様、洋学や外国語からの独立を主張している。

ている。とりわけ明治36年の専門学校令の公布を機に私立の有力な学校は校名を大学と改め、それぞれ大学予科の上に大学部を設け、さらに、その上に高等研究科を置くなどして、しだいに程度を高め内容の充実をはかつており、大学令による私立大学設置の下地は着着とつくられていたのである。これらの私立大学は、大学令第4条の「大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得」の規定によって法制上は帝国大学と等しい地位を得たが、社会的評価は必ずしも同等ではなく、たとえば民間における大学卒の初任給は、そのはじめから帝大出と私大出との間に格差があった³⁹⁾。もとより私立大学の設備や内容が官立大学のそれに劣っていたことはいうまでもない。しかし、この格差をただちに卒業生の質の優劣におきかえて、初任給格差に結びつけることはできない。かりに私大出の水準が帝大出に比して一般的には低かったとしても、すべての私大卒業生が、すべての帝大卒に比して程度が低かったとは考えられないから、これはむしろ個人の能力本位をとらず、当初から出身校別に画一的に能力を評定してかかったために大学間格差が生じたものと考えるべきであろう。大学令第1条には「大学ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と定められ、さきの帝国大学令に、さらに「人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養」が加わっており、これは「中外ノ情勢ニ照シ國家ノ将来ニ稽へ、教育制度ヲ審議シテ多年ノ懸案ヲ解決シ、以テ学界ノ振興ヲ図リ給ハムトスルノ觀慮」に応えるために設けられた臨時教育会議の答申によるもので、大学によせる国家の期待がよくあらわれている。このように内外の情勢に即応した国家的要請にもとづく大学の増設は、帝国大学の最高指導者養成機関としての位置づけを温存しつつ、その補助的なあるいは準幹部的な人材量産の役割を私立大学に負わしめようとしてのものである。そしてその意図が民間の初任給格差を招き、これが官尊民卑の国情と相まって官、私の大学間格差を固定的にしてしまったのである。われわれは官学偏重と学閥主義の胚胎をここに見出さなければならない。いずれにしても大学令の公布は日本の高等教育の向上に益するところが少なくなかった。大学令以後の私学は二次的な亜帝大化し、その個性と特色が稀薄化したといわれ、否定しえない

39) 日本法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』、前掲、前田論文、118頁。

ところではあるが、ひとり私学だけに変化をみたわけではない。資本主義も成熟の段階にいたった大正期は、大学に対し、近代化を急務とした明治期のそれとは、おのずから異なった要請を指し示したのであって、大学令公布にみられる大学増設は、よりもなおさず大学への質的転換の要求であった。したがって帝国大学もまた最高指導者養成機関としての役割を保持しながらも、一方では大学と学生数の増大による影響をうけて、帝国大学令時代に比してエリート輩出率⁴⁰⁾がいちじるしく低下している。資本主義の発展による産業の拡大が知的労働者の需要増をよび、国民教育の普及につれて高等教育機関が拡張するのは必然であり、これにしたがって大学卒の地位の相対的低下もまた当然であった。帝国大学においても卒業後は国家社会の各方面の最高指導者の地位が確約されているといった、少数エリートの特権的コースとしての色彩が大学令公布とともに少しずつ薄らがざるをえなかった。このように大学令はかなり広い国民層に大学教育を開放することによって大学の性格を変えていったのである。しかし、他方、大学令による大学の増設は、学の「蘊奥ヲ攻究」するための大学の立場を少なくとも今まで以上に自覚的に確立しようとする契機となっている。大学令第1条の「人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」といった国家主義イデオロギーへの忠誠の要求に対しても、「大学令に所謂国家思想というのは、現実の国家生活を尊重する精神であって、現実の国家生活を批判して、其の弊害を指摘することは、大学令に所謂国家思想に反するの精神を説くものではない……真理探究の使命を有する大学に於て、始めて期し得る、人格の陶冶の道は、学生をして確固たる信念を立て、其の信念に忠実であるという性格を養はしむることである」といいきる学者（佐々木惣一「大学教授の職責とその地位」）もあり、身を賭して学問研究の自由を擁護せんとした大学人の気概が、さきにあげた森戸事件、河上事件、滝川事件などとなってあらわれたのである。これらの人々の気概を支えた論理こそ、まさにファンボルト的な大学の理念であり、帝国大学令時代、明治38年の戸水事件、明治40年の岡田事件、大正3年の沢柳事件などからみえ始めた、このファンボルト的なものへの志向は、この時期にいたっていっそうの高まりを見せたのである。そしてまたこの時期の学生の思想運動は、明治時代のそれほんどが、政府、政党の反対

40) 日本法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』、前掲、前田論文、119頁。

者が当局の政治方針に反抗した、いわば政争的なものであったのに比して、そのスケールも大きく、大衆的性格をもったもので、その原因のすべてが経済に関連をもち、資本主義社会の矛盾、不合理に反抗し、社会の改革を断行しようとした、いわゆる赤化的思想の問題であった⁴¹⁾。私学について、大学令公布以後は、個性が失われ、在野性が乏しくなったといわれるのは、さきにも述べたごとく、それは大学経営者側の変質であって、学生の側は、明治の政争的なものから、この大正末から昭和初期にかけての思想運動にむしろかえって激しく燃えていったのであった。第4は、日華事変（昭和12年7月7日）勃発以降、敗戦にいたるまでの戦時体制下の時期であり、明治末から嘗々と築上げられ、ようやく確立の兆のみえた大学の自治が一挙につき崩された暗黒の時期である。すでに満州事変（昭和6年）のころから、政府や軍部の行なう思想統制は日増しに厳しさを加えていた。この圧力は、しだいに大学にも押寄せ、さきにも述べた、滝川事件、美濃部達吉の天皇機関説事件、矢内原事件、教授グループ事件など、大学人の思想問題に関する一連の事件が相ついで起こっている。そして右翼学生が台頭し、ファシズム、ナショナリズム、ミリタリズムの怒濤が学園を席巻したのである。「満州事変以後学生は変貌しつつあったのであるが、さらに昭和12年7月、日華事変が起るや、これを契機に、ファシズムの傾向は強化し、学生の思想も急激に変って行った。昭和14年ごろからは、全国各地の高等学校をはじめ、多くの学校に右翼団体が組織され、九州について見ても、佐賀高等学校が最も猛烈であり、この右翼学生は、全くの志士気取りで寮に遊説に来、また一高の昭信会や、九州大学内の右翼団体までが寮にやって来たという」（『福岡高等学校学而寮史』）とあるごとく⁴²⁾、感じやすく、熱しやすい世代は急激に変化し、大きく強い時の流れにしだいに押流されていったのである。唐沢富太郎著の『学生の歴史』の年表からその変遷を探れば、昭和11年—東大、京大に国体学講座新設。昭和12年—東京、京都両帝国大学、東京・広島両文理科大学に国体・日本精神に関する講座を新設。左翼学生ほとんど皆無と称せられるにいたる。法政大学予科で荒木大将の講座開設。河合栄治郎『ファシズム批判』他4著、発売禁止。昭和13年—文部省、学徒勤労作業を実施。内務省、出版物の検閲強化。有沢、阿部、大森、向坂ら大学教

41) 唐沢富太郎『学生の歴史』、創文社、昭和43年、224頁。

42) 唐沢、前掲書、265頁参照。

授の起訴決定。昭和14年—文部省、大学における軍事教練を必修とすることに決定。昭和15年—大学・専門学校124校に産業報國講座を設置。昭和16年—「大学学部等ノ在学年限 又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」を公布。現役将校配属令を改正、教練、独立科目となる。昭和18年—「学徒戦時動員体制確立要綱」を閣議決定。学徒入隊。等々のごとくであり、とくに昭和16年12月、太平洋戦争突入以後は、大学の機能はすっかり失われて、陸・海軍の予備士官学校化してしまったのであった。

3. 第2次大戦後の大学は、戦中の閉塞から解放され、占領軍の日本民主化政策と相まって一気に機能回復に向かった。明治憲法になかった「学問の自由」（憲法23条）の保障は、主として、大学における研究および教育の自由または、たんに大学の自由と解され、この規定の英訳が“academic freedom is guaranteed”とあらわされているのは、academic freedomが、大学における研究および教授が、公権力による干渉から自由でなくてはならないとする原理であるからであり、ここから大学の自由は、さらに大学の自治をその当然のコロラリイとして、含むものと理解されているのである。この意味の大学の自治は⁴³⁾、(1)大学の学長、教授その他の研究者の選任は、大学の自主的判断にもとづいてなされなくてはならない。(2)大学の施設および学生の管理も原則として大学の自主的判断にもとづいてなされなくてはならない、と考えられ、大学の自主的判断は、もっぱら「教授会の自治」によってなされるべきものと考えられたのであった。大学の自治に対するこのような理解は、戦前の思想問題、人事問題などの事件を通じて示された、大学人の抵抗の論理の再生であったから、戦後社会には、これを受入れるに容易な素地があったといえよう。戦後の大学自治は、いわば大学が、戦前、ほぼ掌中にしながら、ついに結実をみなかったフェンボルト的な大学理念の確認であり、完全なる実現であった。したがって大学自治のもう一つの柱であるべき「学生自治」については、とくに明確な理念の確認はなく、民主化の波にのって、堰を切ったように活発な運動を展開してはいるが、その地位や権利に基本的な変化があったわけではない。学生の自治は「学生みずからの自由な自治的、実証的訓練による学問的精神の体得の必要を教育上得策なりとして認めているからにはかならない」（東京大学劇団ポポロ事

43) 宮沢俊義『憲法2』、有斐閣、昭和34年、383頁。

件、東京地裁判決、昭和29年5月11日）にみられるごとく、あくまでも教育的な見地から認められているものと解されていたのである。この考え方方は、戦前からのいわゆる伝統的見解であって、同じく東大ボロ事件の最高裁、大法廷判決においても「憲法23条の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有する。しかし、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質にもとづき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである」（昭和38年5月22日——傍点筆者）とあり、さらに、昭和40年11月1日のいわゆる東大パンフ（大学の自治と学生の自治——最近の学生自治活動に関連して）では、この伝統的な大学自治觀が、いっそう明白に語られている。すなわち、「何が大学の研究教育の機能にとって不可欠の条件であるかを最終的に決定するのは、教員の組織すなわち教授会・評議会等の大学の機関である。これらの機関によって最終的決定がなされるという原則こそ大学の自治の本旨」であると述べ、「大学がこのようにその教育上の立場から公認した、学問における学生の自治活動」「学生の自治は、固有の意味の大学の自治とは次元の異なる面がある」とし、「大学の自治は、大学の教員の組織が意思決定にあたり、教員によって選ばれた総長・学部長等がその執行にあたることによって維持されている」といいきっている（傍点筆者）。教授会自治が即大学自治であり、学生はその教育的・行政的支配の範囲内においてのみ自治活動が認められるとの見解であって、これは、そこ（東大パンフ）にも「大学は、学生が『学ぶことを学ぶ』場であるというファンボルトの言葉は、大学教育の理念をよくあらわしている」と引用されていてことでも明らかのように、まさに明治以来のファンボルト的な大学理念への志向にほかならない。しかも、また、戦後日本の大学像の形成に指導的な役割を担ったのは、いずれも戦前、学問の自由の擁護に気概と見識を示した人々であった⁴⁴⁾。そしてまた、だからこ

そ、これらの人々の発言が、重きをなしたのもあるが、同時に、われわれは、ここに一つの大きな誤謬のあったことに気づかなければならないのである。それは、これらの偉大な先人たちも、明治以来の歴史の形成した官僚主義的、権威主義的な帝大アカデミズムの中で育ち、多かれ少なかれ、その体質の影響を潜在的にもった人々でもあったからであり、そのうえ、ほとんどの場合、戦前の被害者の意識からなる発想に支配されがちで、戦後社会の推移と教育改革のもたらした事実の認識に、ともすると対応しきれないきらいがあつて、その結果、戦前からの伝統的な大学觀が、戦中の断絶をこえて戦後に連結し、あたかも、日本の大学像の完成かと思わせたのであったが、結局は、昨今にみられるごとく、大学内部の若いエネルギーによって、戦前からの古い大学理念は根底からゆさぶられ、ついに崩壊せざるをえなかつたことの遠因をここにみることができるからである。もとより、その責のすべてが、これらの先人にあるというのではなく、社会の推移と制度の改革への対応を怠り、伝統の上に安座して、安逸を貪り、ひたすら閉鎖的、教条的な姿勢を固執してきた後進の大学人の負うべき責は⁴⁵⁾、はるかに大きい。

氏は、「明治20年ごろ東京帝国大学というものが完成したときでも、やはり一つの理想があった。今日から考えて、あの創立当時の理想は非常に間違った方向であったがあのときははある意味では、あれでよかったのでしょうか。ただあれ自身が持った歴史の誤りが、いまもなお残っているが、それは相続者の怠慢である。少なくともそれが終戦後に改められるべきだったのです。そしてあのとき、東大をほんとうの大学につくるべきだった。そして、事実あのときやはりつくろうと試みたのだけれども、実現したものは非常に貧弱で、また大いに間違っていた。そして、いまにこれらの歴史を通じて、いまのような状況をどう改めるべきかそれが問題だと思います」（傍点筆者）と語り、また、脇村義太郎氏は、「第二次大戦の終わりを迎える……第一次大戦の大正デモクラシーのときよりも、もっと大学制度をより民主化することで、それは大学の数を増加し、男女に開放することが基本的方向であり、さらに重要なことは、陛下の大学教授ではなくて、国民の大学教授あるいは人民の大学教授に変わることであった」と述べている。両氏の発言は、まさにそのとおりであるが、それが戦後ただちに行なわれなかつたところに問題があるのである。15頁以降。

44) 矢内原忠雄（東大）、大内兵衛（法大）、末川博（立命大）、有沢広巳（法大）、滝川幸辰（京大）、恒藤恭（大阪市大）、森戸辰男（広島大）の各氏は、第2次大戦後、それぞれ大学に復帰し、大学学長として、戦後の大学づくりに指導的役割を果たした。また、森田辰男、天野貞祐、安部能成、田中耕太郎の各氏は文部大臣として教育行政の最高責任者たる地位についた。戦後の20年は、いわばこれらの戦前派の指導者の大学觀、教育觀によって導かれたことになる。『ジュリスト』、有斐閣、昭和44年6月15日号の「大学問題」座談会において、大内兵衛

45) 『朝日ジャーナル』、昭和45年8月9日号、128頁以下、日高六郎「断章——私と大学」では、「東大教『官』がどのように弁解しても、弁解の余地のないひとつのことがある。それは敗戦後20数年のあいだに、自分自身の手で、東大の根本的改革を考えたり実行したりしたことがなかったということである。自分の部局の拡張計画にはそれぞれ熱心だったし、こうした発想から出発する全学の長期計画はあった。しかし、それを私は東大の根本的／

「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」（教育基本法、前文）日本国憲法の理想を教育を通して実現するために制定された教育基本法（昭和22年3月31日、法25号）の各論的な法の一つとしての学校教育法（昭和22年3月31日、法26号）は、その52条において「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定し、65条では「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と規定している。そこには、戦前の帝国大学令や大学令と異なった、国家主義的な臭いのない、「学問の独立」と「アカデミズム」が、現実をふまえて、鮮かにあらわされており、「学術の中心」である大学と、「学術の深奥をきわめる」大学院を併せて、一つの学問の府とすることの位置づけが明らかにされているのであり、帝国大学令や大学令の「蘊奥ヲ攻究スル」（ともに第1条）は、新制度では、大学院の「学術の深奥をきわめる」に継承されていることに注目しなければならない。一方、戦前の専門学校に相当する形で「専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する」（学校教育法69条の2）短期大学が設けられており、いわばこの段階で、新制度の大学のあり方が、少なくとも法律的には、きわめて明らかになっていたはずである。これにもとづく大学設置基準（文部省令）においても、大学院、短期大学に関する基準は別に定める（46条）ことになっており、新制度における大学の位置づけの理解をおしすすめるべき要求が、形式的には、はっきりあらわれて

／改革とは、考えない。根本的改革であるかどうかを見わける基準は、それが東大のいわゆる“特権”といわれるものにふれてくる改革であるかどうか、その1点で決まると思う。……特権は必ず腐朽をよぶ。そして腐朽は1日ではならない、みずから特権を放棄する方向での改革は、ごく一部の研究室などを除いては、ついに構成され実行されたことがなかった。学生の反乱の最も大きな原因もまたそこにある」「人間社会の法則は大学社会にも通用する。知らないで実行しなかったのではなく、知っていて実行しなかった責任は重い」「東大闘争は1年だけが問題だったのではない。少なくとも敗戦からそれまでの20数年間が問題だった。明治以来というものもある。たしかにそうだが、敗戦の機会に、自己改革の契機が大いにあったということを考えれば、それは戦後の責任問題として、ほんどの東大教『官』がみずからを断罪しなければならない」と述べられている。日高氏のこの悲痛な言葉は、責を負わなければならぬのは誰であるかをよく物語っている。

いたのである。如何せん、この制度の変遷とともに、意識の切りかえが、一般はもとより、大学人、監督官にすら十分でなかった。その底には、占領政策によって余儀なく変えられたものという（大学が増設されたという）意識の作用もあったろうが、なによりも、「大学」という日本語のもつ固定観念に支配された節が大きいように思われる。そして、この大学という言葉のもつ固定的な観念にもっとも縛られていたのが、大学人であった。すでに述べたごとく、昭和24年に発足した新制大学は、その後、逐年増加し、旧制度來の大学でこれに切りかえられたものに加えて、旧制高等学校、専門学校の昇格組や、新設のものと、昭和44年には、大学数は379校に、短期大学は473校に、両者合わせて852校の多くを数えるにいたっている。そして、その学生数は150万人（内短大生は約26万人）、昭和24年の新制大学発足時の大学数178校、学生数13万人に比すれば、驚くべき増大ぶりである。もっとも、太平洋戦争前（大学数は45校、学生数は7万人台）の状況とあまり変わらない、昭和22年についてみれば、大学数49校、学生数約8万7,000人、大学の数と大学生の数だけで比べれば、その増大ぶりに目を見張らされるが、新制大学の母体になった旧制高等学校、大学予科、専門学校、教員養成諸学校をこれに加えれば、大学49校を含めて、旧制高等教育機関の数が658校、その学生・生徒数47万0,067人、約50万人であるから、学校数においては今日と比べて約200の差、学生数においては、今日がその3倍ということになる（学生数の比較はともかく、学校数の比較は、国立大学の場合、旧制高等学校、専門学校、師範学校が複数で大学に昇格しているので、あまり意味がない）。統合によって減少すべきものが、逆に今日の大学数になってあらわれているわけであるから、その差のほとんどが、私立大学の新設によるものと解されてよい。いずれにしても、大学と学生の量的拡大が、現代の大学の重要な問題点であることは、いまさらいうまでもない。これが学生大衆という表現を生み、昭和30年以降のめざましい高度成長と技術革新を背景にした、この「大学大衆化」現象が、大学教育を混乱に陥れた元凶とされているのである。すなわち、この学生数に対するに、供給のともなわない教員数、あるいは、国立大学における伝統的な講座制、施設の狭隘、さらにまた、この学生大衆の70%をこえる私立大学生の学費の問題、はては大衆化の必然とされる学生の質的変化と大学間格差などである。これらはいちいちもっともであり、いずれをとっても、

それぞれ大学紛争の有力な要因たりうるものばかりであって、これが、伝統的大学観の崩壊を早める原因になったことも事実である。しかし、ここで注意しなければならないことは、大学が増えたから学生数が増加したわけではなく、大学大衆化が、その時代の社会的、文化的、あるいはまた経済的要請であったからこそ、大学が増設されたということである。たんに占領政策の所産や政府の大学乱造政策の所産ではない（たしかに政府の大学政策は不在であり、量的にはともかく、質的には正しく時代の要求に応えた政策ではなく、とくに国の負担にならない私立大学の増設によって糊塗したところに問題がある）。それは世界一の大学数を誇るアメリカに例をとるまでもなく、世界的な傾向であり、新中国においても、すでにわが国に近い数の大

学がつくられている。文明の発達が人々に高等教育機関に学ぼうとする意欲を与えるのは当然であろう。問題は、大学増設に先立って、その国家的・社会的意味の確認が怠られがちであるところにある⁴⁹⁾。わが国の場合も、戦後の教育改革の理念の確認が曖昧であったことは否定できない。それにしても、新制大学発足後、昭和30年ごろまでにかけて、年々大学志望人口が増加をたどっていたのであるから、大学大衆化とその規模についての見通しが、ほぼ立ったわけである。これに対応する施策を怠った政府の責任はもとより大きいが、その傾向に目をそむけて、旧来の大学観に固執し、質的変化の方向を考究しなかった大学人の責もまた大きい。

(未 完)

49) コーネル大学総長、J.A.パーキンスによれば、「大学は社会とともに変化せざるをえない。大学は、変化の原動力であるとともに、みずからも変化させられる対象でもある。大学は、その急速な成長から生じてくる諸圧力をはねかえしながら、その働きを遂行していくなければならない。量的には大学入学者の増加、質的には科学教育の水準の向上、研究に対する国家的関心から援助を通しての統制などの諸圧力や要請が強くなってきた。この要請や圧力に適切に対処できなければ、大学の本分が失われることになりかねない」（傍点筆者）とあり、示唆深いものがある。田浦武雄『大学の機能』、福村出版、昭和44年、36頁。なお、パーキンスの大学論は、井門富二夫訳『大学の未来像』、東京大学出版会、参照。